

議第 117 号

下呂市介護医療院設置管理条例について

下呂市介護医療院設置管理条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

介護療養病床制度の廃止に伴い、小坂診療所の療養病床 14 床を介護医療院に転床するため、当該条例を制定するもの。

下呂市介護医療院設置管理条例

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第29項の規定に基づき、要介護状態にある高齢者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うため、下呂市介護医療院（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
下呂市立小坂介護医療院	下呂市小坂町大島1965番地

(サービス)

第3条 施設は、次に掲げる施設サービス、居宅サービス又は介護予防サービス（以下「サービス」という。）を行う。

- (1) 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション」という。）
- (2) 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護」という。）
- (3) 法第8条第29項に規定する介護医療院サービス（以下「介護医療院サービス」という。）
- (4) 法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション（以下「介護予防訪問リハビリテーション」という。）
- (5) 法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「介護予防短期入所療養介護」という。）

(対象者)

第4条 前条に規定するサービスを受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 介護医療院サービスについては、法第7条第3項に規定する要介護者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の2第1項第4号に規定する施設介護による介護扶助を受ける者
- (2) 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションについては、法第7条第3項に規定する要介護者、法第7条第4項に規定する要支援者及び生活保護法第15条の2第1項第1号に規定する居宅介護による介護扶助を受ける者並びに生活保護法第15条の2第1項第5号に規定する介護予防による介護扶助を受け

る者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特別な理由があると認める者

(定員)

第5条 施設の定員は、次のとおりとする。

(1) 介護医療院サービス、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護 14名

(2) 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション 20名

(サービス提供時間)

第6条 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションのサービスを提供する時間は、午後1時から午後5時15分までとする。

(休業日)

第7条 施設の訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは休業日を変更し、又は臨時に休業日进行設けることができる。

(使用の許可)

第8条 サービスを受けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(サービス費用等)

第9条 前条の規定による許可を受けた者（以下「サービス利用者」という。）は、市長に、次の各号に掲げる区分に応じ、サービス費用、使用料及び手数料（以下「サービス費用等」という。）を支払わなければならない。

(1) 介護医療院サービスに係る法第48条第1項の規定による指定施設サービス等 同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として実費を勘案して規則で定める額の合計額

(2) 短期入所療養介護又は訪問リハビリテーションに係る法第41条第1項の規定による指定居宅サービス 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 短期入所療養介護 法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算

定した費用の額並びに食事の提供に要する費用及び滞在に要する費用として実費を勘案して規則で定める額の合計額

イ 訪問リハビリテーション 法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(3) 介護予防短期入所療養介護又は介護予防訪問リハビリテーションに係る法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 介護予防短期入所療養介護 法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに食事の提供に要する費用及び滞在に要する費用の額として実費を勘案して規則で定める額の合計額

イ 介護予防訪問リハビリテーション 法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

2 前項に定めるもののほか、サービス利用者に負担させることが適当と認められる費用の額は、市長が規則で定める。

3 市長は、規則で定める基準に従い、サービス費用等を減免することができる。

4 市長は、規則で定める場合に限り、サービス費用等の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第10条 施設の設備又は備品を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の第8条の規定による使用の許可の手続き等の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部改正)

3 下呂市立国民健康保険診療所設置条例（平成16年下呂市条例第105号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																								
(名称) 第2条 診療所の名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>診療科目</th><th>病床数</th></tr><tr><td>下呂市立小坂診療所</td><td>下呂市小坂町大島1965番地</td><td>内科・外科 眼科</td><td><u>5</u></td></tr><tr><td colspan="4">下呂市立馬瀬診療所の項 (略)</td></tr></table> (使用料及び手数料の徴収及び額) 第5条 前条の診療を受けた者に対しては、<u>下呂市国民健康保険病院及び診療所の使用料及び手数料徴収条例（平成24年下呂市条例第11号）及び下呂市国民健康保険病院及び診療所の使用料及び手数料徴収条例施行規則（平成24年下呂市規則第7号）に規定する</u>使用料及び手数料を徴収する。	名称	位置	診療科目	病床数	下呂市立小坂診療所	下呂市小坂町大島1965番地	内科・外科 眼科	<u>5</u>	下呂市立馬瀬診療所の項 (略)				(名称) 第2条 診療所の名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>診療科目</th><th>病床数</th></tr><tr><td>下呂市立小坂診療所</td><td>下呂市小坂町大島1965番地</td><td>内科・外科 眼科</td><td><u>19</u></td></tr><tr><td colspan="4">下呂市立馬瀬診療所の項 (略)</td></tr></table> (使用料及び手数料の徴収及び額) 第5条 前条の診療を受けた者に対しては、使用料及び手数料を徴収する。 2 <u>介護保険法（平成9年法律第123号）によって要介護認定及び要支援を受けた被保険者に係る使用料及び手数料の額は、介護保険法の規定による「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）及び「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第20号）により算定した額とする。</u> 3 <u>その他の使用料は、下呂市国民健康保険病院及び診療所の使用料及び手数料徴収条例</u>	名称	位置	診療科目	病床数	下呂市立小坂診療所	下呂市小坂町大島1965番地	内科・外科 眼科	<u>19</u>	下呂市立馬瀬診療所の項 (略)			
名称	位置	診療科目	病床数																						
下呂市立小坂診療所	下呂市小坂町大島1965番地	内科・外科 眼科	<u>5</u>																						
下呂市立馬瀬診療所の項 (略)																									
名称	位置	診療科目	病床数																						
下呂市立小坂診療所	下呂市小坂町大島1965番地	内科・外科 眼科	<u>19</u>																						
下呂市立馬瀬診療所の項 (略)																									

改正後	改正前
	<u>（平成24年下呂市条例第11号）及び下呂市国民健康保険病院及び診療所の使用料及び手数料徴収条例施行規則（平成24年下呂市規則第7号）による。</u>

【参考資料】

下呂市介護医療院設置管理条例要綱

1. 制定理由

介護療養病床制度の廃止に伴い、小坂診療所の療養病床 14 床を介護医療院に転床するため、当該条例を制定するものです。

2. 概要

- (1) 要介護状態にある高齢者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うため、下呂市介護医療院（以下「施設」といいます。）を設置します。

（第 1 条関係）

- (2) 施設の名称及び位置は次のとおりとします。

名称：下呂市立小坂介護医療院

位置：下呂市小坂町大島 1965 番地（下呂市立小坂診療所内）

（第 2 条関係）

- (3) 施設では、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」といいます。）に規定する介護医療院サービス、短期入所療養介護、訪問リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護及び介護予防訪問リハビリテーションを実施します。

（第 3 条関係）

- (4) それぞれのサービスの対象者について次のとおり定めます。

- ① 介護医療院サービス 法に規定する要介護者及び生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する施設介護による介護扶助を受ける者
- ② 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション 法に規定する要介護者、要支援者及び生活保護法に規定する居宅介護による介護扶助を受ける者並びに介護予防による介護扶助を受ける者
- ③ ①②に掲げる者のほか、市長が特別な理由があると認める者

（第 4 条関係）

- (5) 各サービスの定員を次のとおり定めます。

介護医療院サービス、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護 14 名

訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション 20 名

(第 5 条関係)

- (6) 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションのサービス提供時間と休業日について次のとおり定めます。

サービス提供時間：午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

休業日：土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

その他市長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を設定することを定めます。

(第 6 条及び第 7 条関係)

- (7) サービスを受けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けることを定めます。

(第 8 条関係)

- (8) 各サービスの費用等を次のとおり定めます。

- ① 介護医療院サービス 介護サービス費用、食事の提供に要する費用及び居住に要する費用
- ② 短期入所療養介護 介護サービス費用、食事の提供に要する費用及び滞在に要する費用
- ③ 訪問リハビリテーション 介護サービス費用
- ④ 介護予防短期入所療養介護 介護予防サービス費用、食事の提供に要する費用及び滞在に要する費用
- ⑤ 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防サービス費用
- ⑥ その他サービス利用者に負担させることが適当と認められる費用の額は、規則に定めます。
- ⑦ 規則で定める基準に従い、利用料金を減免することが出来ることを定めます。
- ⑧ 規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することが出来ることを定めます。

(第 9 条関係)

- (9) 施設の設備又は備品を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならないことを定めます。

(第 10 条関係)

- (10) この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

(附則第 1 項関係)

- (11) この条例の第 8 条の規定による使用の許可の手続き等の行為については、この条例の施行の日より前に出来ることを定めます。

(附則第 2 項関係)

- (12) 下呂市立国民健康保険診療所設置条例(平成 16 年下呂市条例第 105 号)を次のように改正します。

- ① 小坂診療所の病床数を 19 床から 5 床に改めます。
- ② 介護保険の使用料及び手数料に関する規定を削ります。

(附則第 3 項関係)

